

2020年度
事業報告書

一般財団法人 製品安全協会

2020年度の事業報告書

(2020年4月1日～2021年3月31日)

I 概況

2020年度は、内外における新型コロナウイルス感染拡大防止対策が様々な経済活動に大きな影響を及ぼし、総務省によれば消費支出は前年度比で4.9%減少しており、内閣府によればGDPは前年度比で4.6%減少している。2021年度は回復が期待されるが、2020年度以前の水準に戻るのには2022年度以降となる可能性が高い。

このような経済環境下ではあったものの協会の事業収入は、2020年度は250百万円となり予算比96%で4%の減少に留まった。他方、支出は、コロナ禍により執行ができなかったことが影響して事業費が予算比で1,465万円減った他、退職者不補充、業績変動による賞与の調整により人件費が989万円減額となった。ペーパーレス化、蛍光灯のLED化など各種の費用削減策により管理費も227万円削減された。これにより、事業活動収支は、予算で1,252万円のところ2,902万円となった。正味財産増減計算書の当期経常増減額（評価損益等調整前）は、予算で324万円の赤字を予想していたところ、1,655万円の黒字となった。しかしながらその主たる原因は事業費が予定通りに執行できなかったことであることから将来の経営の懸念材料となった。

収入の大部分を占めるSGマーク表示手数料収入について品目ごとに見ると、2020年度の手数料収入が1,000万円を超えた品目のうち、家庭用の圧力なべ及び圧力がまは、前年比10%増の2,981万円に、クッキングヒータ用調理器具は17%増の2,263万円に、プラスチック浴そうふたは6%増の1,868万円に、乗車用ヘルメットは10%増の1,694万円に、自転車用ヘルメットは46%増の1,232万円に伸びた。他方、コロナ禍の影響を大きく受けて非木製バットは35%減の1,021万円に、ゴルフクラブは32%減の593万円、シルバーカーは26%減の562万円となるなど厳しい状況となった(表1参照)。

SGマーク基準等作成業務において、新規品目としては、車載ハンマーについて検討を継続し、スポーツ用アイガードは基準制定を行い、一酸化炭素発生抑制調理器具、トレッキング用キャップ、衝撃緩和帽については、2020年度中に基準制定と運用を開始した。基準見直しに関しては、野球及びソフトボール用ヘルメット、イベント用テント、ウォーキング用ポール、家庭用自転車エルゴメータ、家庭用トレッドミル、ショッピングカートについては、年度内に改正作業を終えた(野球及びソフトボール用ヘルメット及びショッピングカートの改正は2021年4月1日付)。また、流通事業者等からの要望を受けて、二段ベッド及びロフトベッドの基準見直し作業の第一段目を終了させた。他方、概ね10年以上使用実績がない基準のうち5品目について休止を決定した。

II SGマークの普及対策

1 基本方針に沿った実績概要

世の中のニーズと求められる製品の機能や仕様などをタイムリーに捉えられるように、基準制定・改正を機動的に行った。そのために、作業が急がれる製品分野は、担当・副担当に限らず弾力的にチームを組んでスピーディーな対応を行い、二段ベッド及びロフトベッド、家庭用自動車エルゴメータ、家庭用トレッドミルは、それぞれ、基準改正着手後6か月で認証を開始した。基準作成及び認証業務に関する稟議はクラウドシステムによるサービスを利用し、事務処理速度の大幅な改善（これまで数日かかっていたものが1日程度で完了）が図られ、使用する紙の枚数も6割弱に減少しペーパーレス化を進めた。

事務処理の正確性と効率を高め、申請者にとっても利便性を高めるため、オンライン申請・届出システムを2021年4月1日から運用するとの開発を予定通り完了した。

また、業務規程、SGマーク使用規程、工場調査票をJISQ1001を参照して組み替え、JISマーク認証制度との整合性を高め、制度の分かりやすさと信頼性を高めた（2021年4月1日施行）。

併せて、これまで個々の品目ごとに用意されていた「認証の手続き書」の中からSGマーク制度としての共通部分を抜き出して整理し直し「認証の取得のための案内」としてまとめ、簡素で理解しやすいものとした。これらの文書は、海外のユーザーにも利用できるように、すべてに英訳、中国語訳をつけた。

SGマークの価値をわかりやすく伝えるために総合パンフレットの刷新企画を行った。SGマークの意義を整理することが出来、2021年6月頃に使いやすいパンフレットを発刊する運びとなっている。また一定の品質の証としてSGマーク付き製品の中国国内での製造・販売を促進するための動画を作成した。

育児製品、福祉・介護分野などレンタル・リースが普及している製品分野においては、製品を安全に使い続けるために管理基準を用意して管理資格制度などと連携を図る計画は、コロナ禍のなかで2020年度には進展を図ることが出来なかった。同様に、SGマークの信頼性を高めるためのQRコードを活用についても2021年度以降の課題となった。

2 具体的な進展

1) SG基準の制定・改正

① 福祉用具関連

福祉用具関連では、歩行車、歩行器に関して、市場における使用実態や製品の性能向上や技術進歩を踏まえて2021年秋の基準改正を目指して作業を進めた。レンタル製品については、関係事業者との意見交換を開始した。また、まだ基準がない手すりについては2021

年度から検討を着手することとした。

高齢者が立ち上がる際に寄りかかってそれを補助するような機能を備えた椅子については、まだ市場が限られていることに加えて、その使われ方を科学的に検証し、機能の評価方法を開発することが必要であることがわかったため、2020年度内の基準制定・運用開始は困難であることが分かり、他機関との連携も含めた検討を開始することとした。

もともとは福祉用具として開発・製造された製品ではないが高齢者が生活行動を補助する用具として使用されている製品の一つである小型の横押し式ショッピングカートについては、高齢者の歩行補助としての要求性能を網羅的に基準化して織り込むことはできなかったが、製品そのものの安定性等については基準化を終了した。

生活周りの製品であって、現実には高齢者の行動支援に使用されるような製品について、それらがどこまでの性能・機能・信頼性があるのかを検討し、可能なものについては将来の基準の制定・改正、製品の普及、製品の適切な使い方の周知していくことに関しては、製品供給側に加えて、介護・福祉機器のレンタル、介護に関わる専門家らとよく連携をとり進めることとしていたが、コロナ禍の中で進展させることができなかった。

② 乳幼児製品

抱っこひもについては、ヒップシート利用ができる製品が増えてきていることから情報収集を行った。幼児用三輪車については、これまで対象としていなかったペダルがないものを適用範囲に含める基準改正を検討したが、別カテゴリ製品として検討するべきとの意見があったため保留とした。

ベビーカーについては、ISO基準の作成作業をフォローしそれとの整合をとりつつ国内での製品の使用実態を踏まえた基準改正を行うための情報収集を開始した。

③ スポーツ・レジャー関連

野球競技においては、競技者が顔面への死球から顎を守るための顎ガードを装着できるヘルメットが市場に出る見通しができたことから、2020年10月1日付で（一財）全日本野球協会から野球及びソフトボール用ヘルメットの基準改正についての要望が出された。これを受けて基準改正を進め2021年4月1日付けで基準改正した。

また、米国ではすでに使用されているものの、国内においては市場に供給されていない野手が守備練習時に着用するフェースガードについて、国内競技者団体等とその必要性和有用性を確認し、野球関係事業者の賛同も得て製品開発を進めており、それらの製品に求められる安全性要求事項について調査・研究を進めた。

スポーツ競技において事故発生が多い眼の損傷を防ぐアイガードは、競技によって仕様や求められる性能が異なることを踏まえ、まずは、野球とソフトボールでの使用を対象として2021年1月に基準を制定した。事務受付に向けて、検査機関での実験と関係者への説明

会の準備を進めた。

日常行動における頭部打撲による傷害を防止することを目的として開発された衝撃緩和帽は、対象となる年齢層の幅は広いが、まずは子供、幼児用及び軽作業用の製品について2021年1月1日付でSG基準を制定し同時に運用を開始した。さらに、特定スポーツ用、または高齢者がけがを防止する際に使用する目的で使える製品についてSG基準化の検討を開始した。

近年、トレッキングや軽登山の人口が増えているが、頭部障害による事故が多く発生している。登山用のヘルメットについてはSG基準があるが、これは壁面を上る際の落石からの頭部保護についての一定の性能を担保しているため、そのようなリスクを伴わないトレッキングや軽登山にはオーバースペックとなっており、より軽量で使いやすい製品が求められている。これを踏まえて関係山岳団体の協力の下、トレッキング用キャップについて2020年6月30日付でSG基準を制定した。

また、ウォーキングスポーツ用ポールについては、全日本ノルディック・ウォーク連盟の協力の下、既にノルディック・ウォークに用いるポールのSG基準を制定し、SGマークの表示もされている。今般、ノルディック・ウォークの一分野としてメディカルノルディック・ウォークが定着しつつあることから歩行困難者がウォーキングをした際の安全性に特化した見直し作業を行いウォーキング用ポールと名称を変え2020年10月1日付でSG基準を改正・制定した。

フィットネス関連では、家庭用自転車エルゴメータと家庭用トレッドミルについて、2020年5月にSG基準改正の検討を開始し、2020年10月に基準改正、2021年3月に事務受付を開始した。

非木製バットについては、新素材の活用と製造技術の発達から、近年、打球速度が速くなって投手が危険な状況になってきているとの懸念が生じているため、バットの反発性能に関する調査を進めるとともに、評価方法に関する手法を研究した。

卓球台については、合成樹脂製等の屋外で使用する製品をSG基準の適用範囲に追加することについて検討する予定だったが、コロナ禍において競技する人がいないことから断念した。

卓球台を含めバレーボール支柱、サッカーゴール、跳び箱などの体育用具を安全に使用するためには、維持・点検を適切に行うことが重要である。現行の基準においてもそのような確認規定はあるが、2020年度においては、体育用具の使われ方の現状を再確認したうえで、維持・点検事項を整理し、日常点検、定期点検に分けて、対処する必要事項を具体的に明示した点検表を例示する案を作成した。

イベント用テントについては、塩ビターポリン製天幕も対象とするため「天幕部の用途の種類」を新たに区分けし、2020年7月1日付でSG基準を改正し同時に運用を開始した。

④ 台所用品

新潟県の製造業者が主体となった日本金属ハウスウェア工業組合と協同して作業を行ってきた一酸化炭素発生抑制調理器具についての新規SG基準は2021年1月から運用を開始した。

⑤ 家具・家庭用品

住宅用金属製脚立・住宅用金属製はしごのSG基準改正について、体格の良い使用者が増えている現状を踏まえ、使用者の体重・衣服・工具・荷物等を考慮して、現在の100kg仕様に加えて130kg仕様を追加すべく2020年4月1日付でSG基準を改正し同時に運用を開始した。

二段ベッドのSG基準に関しては、大手流通が安全基準の取得を要望したことを契機に見直すこととし、まずは、現行の基準内容を基礎として第一段としてロフトベッド・多機能システムベッドの適用・要求の明確化、金属製フレームの強度試験の評価方法の明確化などを入れた基準改正を2020年5月に行い事務受付を開始している。さらに、化学物質対策、耐久性、耐荷重の強化など一層の安全性向上のための要求事項について、第二段の基準改正とSG貼付の拡大について検討を開始した。

ショッピングカートのSG基準改正について、昨今、横押し式カートが、消費者ニーズを反映して、車輪径が小型のものや全てがキャスタのものが広く流通していることを踏まえ、安全性を確保しながら適用範囲に含めるよう基準を改正し運用を開始した（2021年4月1日付）。

ゆたんぼについては、SG基準においてキャップの締め付け状況の性能確認に関する項目を追加する改正を2021年度初に行うべく作業を進めた。

マットレスについては、現在、住宅用スプリングマットレスのSG基準があるが、その適用範囲から除外されている分割マットレス、ソファベッド、乳幼児用ベッド等のマットレス（敷布団）および、新規対象となる運動用等のマット（敷物）について基準制定の検討を行った。

近年、様々な防災用製品が提供され、或いは、開発されている中、その安全性と信頼性を担保するためにSG基準が貢献できる可能性が高いことから、関連の製品の調査・検討を行う。その一つとして、防災用ハウスカバーについては、ここ数年の台風、大雨等による災害は住宅等に多大な損傷をもたらし、一般消費者の生活を脅かすこととなっていることから、市場創造型品目として、災害予防のために住宅等の屋根全体をカバーするような製品を検討してきたが、2020年度に十分な結果を出すことはできなかった。

⑥ 自動車・自転車用品

自転車関連製品については、自転車活用促進法に基づく対策のなかでSGマークを位置付ける可能性を追求するため、ある損保会社の自転車保険で指定のヘルメット（SG等認証付きヘルメット）着用中の特別保険金補償特約商品があることを踏まえて、同様な商品の横展開を他の損保会社へ働きかけ、消費者へのSG認知度向上及び使用者へのインセンティブ付けを狙ったが、商品化（商品設計）の検討をしていただくには至らなかった。

自転車用ヘルメットについては、帽子付きヘルメットと子供用の小さいサイズに対応できるように2020年3月に改正した基準の運用を2020年4月から開始した。

自転車については2020年下期より、関連するJISで改定されたものとの整合を図り、スポーツ専用自転車の要求事項を加える改正に着手していくこととしていたが、自転車用語に関するJIS基準の見直し作業があるため、2021年下期以降の着手となった。自転車用幼児座席については道路交通法に基づいた都道府県の規則改正による適用年齢引き上げ（6歳未満から未就学児への引き上げ）と整合させ、2020年4月1日より運用を開始した。年齢引き上げにより、これまで最大荷重を22kgと設定していた基準をより体重の重い幼児に合わせることを求められているが、電動アシスト自転車は子供を乗せることを前提とした製品など構造上の強度に優れていることを考慮して、関連するJISを改正することを働き掛けた。

車載ハンマーについては、基準作成作業を継続したが、事故発生時に生じる人損が極めて大きくなる可能性がある一方で、事故原因と製品の欠陥の因果関係を立証することが難しいことから、SG基準化することは慎重に検討することとした。なお、新たにJISを制定する作業が始まったため、これに協力しながらSGとしての対応についても検討を続けた。

2) SG基準品目数の現状

1973年10月のSGマーク制度発足以降、消費者、生産者、行政機関等の要請を踏まえ、基準作成・改正を行っている。2020年度の基準作成品目は「トレッキング用キャップ」「衝撃緩和帽」「一酸化炭素発生抑制調理器具」「スポーツ用アイガード」の4品目が増え147品目となっている。事務受付をしているSG基準品目は、「パイプ式子守具」、「こいのぼり用繰り出しポール」、「一人乗りぶらんこ」「ゴルフ練習用ネット」、「電動立ち上がり補助いす」が休止となり111品目となっている。

WTO/TBT 協定に基づき、基準作業計画、原案提示及び制定規格の通報を行った。2020年7月20日に「ウォーキング用ポール」「トレッキング用キャップ」「家庭用自転車エルゴメータ」「家庭用トレッドミル」「一酸化炭素発生抑制調理器具」、2020年10月26日に「スポーツ用アイガード」「衝撃緩和帽」、2021年1月12日に「ショッピングカート」「野球及びソフトボール用捕手用ヘルメット」について、それぞれ原案提示（意見受付公告）を行った。

3) SGマーク表示手数料収入の動向

2020年度のSGマーク表示手数料収入(消費税抜き)は、前年度比0.01%減にとどまった(予算比では4%減)。新型コロナ感染症の影響は、スポーツ・レジャー用製品や高齢者用製品の品目の収入が減る一方、巣籠りで需要が増大したキッチン用品や、自転車関係の品目の手数料収入が増えた。(表1)。

(表1) SGマーク表示手数料収入上位15品目の実績表

(消費税抜き)

	品目名	2020年度収入		2020年度枚数	
		(千円)	対前年度比	(千枚)	対前年度比
1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	29,806	1.10	4,191	1.15
2	クッキングヒータ用調理器具	22,625	1.17	3,778	1.17
3	住宅用金属製脚立	19,285	0.99	1,134	1.0
4	プラスチック浴そうふた	18,676	1.06	1,867	1.06
5	乗車用ヘルメット	16,939	1.10	1,411	1.11
6	自転車等用ヘルメット	12,319	1.46	1,539	1.46
7	非木製バット	10,210	0.65	204	0.66
8	空気ポンプ	9,922	1.2	1,417	1.2
9	ベビーカー	8,296	1.02	276	1.02
10	棒状つえ	8,231	1.01	692	0.88
11	ゴルフクラブ	5,928	0.68	2,205	0.69
12	シルバーカー	5,617	0.74	224	0.74
13	イベント用テント	4,578	0.75	30	0.75
14	手動車いす	3,648	0.69	30	0.69
15	自転車	3,250	0.93	130	0.94
上記品目合計		179,330	1.0	19,128	1.04
上記以外の品目		42,943	0.93	43,597	0.76
総合計		222,273	1.0	62,725	0.84

注1:SGマーク表示申請枚数は前年比16%減だった。上位15品目のうち15%以上減少した品目は、非木製バット、ゴルフクラブ、シルバーカー、イベント用テント、手動車いすだった。15%以上増加した品目は、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、クッキングヒータ用調理器具、自転車等用ヘルメット、空気ポンプだった。

注2:上表の数字は、決算データとは異なり、①消費税を含んでおらず、②収入は入金日ではなく発生日で計上している。

4) 工場登録・有効型式保有工場数

2020年度の新規工場登録数は6工場で、海外は2工場(うち中国2工場)であった。

品目では、ティーボール用バット、バドミントンラケット、卓球台、乳幼児用揺動シート、棒状つえ、イベント用テントであり、登録数は702工場(複数品目登録の場合は重複カウント)で、前年度末より2工場増となった。このうち、有効型式保有工場数は367工場となり、前年度末より14工場減となった。また、海外の有効型式保有工場数は164工場と、前年度末より5工場減となった。なお、国別では日本の203工場(55%)を除くと中国の111工場(30%)が最も多く、台湾17工場、ベトナム14工場、ドイツ4工場と続いている。

5) SG基準が制定されている製品分野でのマーク使用拡大、他

① 広報の拡充

2020年度は、27件のメルマガを配信し、SGマーク賠償制度の解説やSG基準制定・改正の最新動向、製品の使用についての注意喚起などを行った。

メルマガ発刊に当たっては、その発信効果を高めるべく可能なものは関係機関(消費者庁、国民生活センター、NITE)と連携を図った。SG賠償に関する解説は、事業者団体がその広報誌に取り上げられるという波及効果があった。

経済産業省が10月に開催した製品安全研修において講師を派遣し、SGマーク制度について説明した。

Webにおいては、業務規程、SGマーク使用規程、他規程類の改定案と改訂版を日本語、英語、中国語で用意して、それぞれ2020年12月と2021年3月に公開し周知を図った。

コロナ禍のため参加を予定していた展示会は中止となった。

SGマーク制度を分かりやすく説明するパンフレットを作成するための作業を進めた。2021年6月に発刊できる見通しとなった。

買い替えに関しては、使用してきた製品が可能な限りリサイクルに回るよう、或いは適切に処理されるように関連業界とともに検討する予定だったが、コロナ禍で遅れており、2021年度以降の課題となった。

② 申請者への利便性の向上

申請者にとっても利便性を高めるために、新たに構築するシステムにおいては、ペーパーレス化による効率向上を図り、申請、送金等の手続きを簡素化するためのシステムの開発を行い2021年度4月1日から運用を開始すべく予定通り終了した。これにより、処理の進捗を申請者が追跡できるようになり双方の利便性の向上が図られた。

③ 海外での販売拡大

高品質な日本製品(ジャパン・クオリティ)を求める中国向けに、その信頼の証として

のSG認証の利用を促進するためのビデオを作製した。なお、SG賠償についての説明はWEBにて行い、賠償対象案件は日本国内で生じたものに限定するが、SGマーク製品は、海外で販売されたものであっても国内に持ち込まれたものが製品に起因する事故を生じた場合は賠償の対象とすることを明らかにした。

④ 関係団体等との協働

コロナ禍のため、当初予定していた流通業者への説明会は2021年度以降に延期したが、一酸化炭素発生抑制調理器具に関して日本金属ハウスウェア工業組合向けにWeb説明会を12月に開催し9事業者22名が参加した。圧力なべ協議会にてSGマーク付き製品の啓発普及を図った。

6) SG認証制度の適切な運用

① 認証業務の効率性と正確性の向上

新たにオンライン申請・届出システムを構築した。これにより、入力作業の簡素化と手続きの円滑化が進みSG認証業務の効率と正確性が高まった。(2021年度から運用開始)。

また、SGマーク認証制度の基礎となる業務規程、SGマーク使用規程、工場調査票をJISマーク制度の規程となっているJISQ1001に準拠して再構築 (SG賠償制度などSGマーク認証制度特有の部分を整理して付加) した。これにより、SGマーク制度が求める内容と手続きが分かりやすく整理された。併せて、これまで品目毎に定めてきた「認証の手続き書」の中で、共通する部分を整理しなおして「認証の手続きの案内」として用意し、手数料に関するものは「手数料規程」としてまとめWebで公開した。これら (工場調査票を除く) は、海外のユーザーにも使いやすいように英訳、中国訳も用意した。

② SGマーク付き製品の試買検査

2020年度は、「棒状つえ」「ゆたんぼ」の2品目3銘柄について、のべ6業務委託検査機関で実施した結果、1品目1銘柄 (ゆたんぼ) についてSG基準不適合があった。

③ 事後調査

2020年度は、コロナ禍のため事後調査を行うことはできなかった。

④ 改善指導

2020年度は、試買検査で、登録工場の乗車用ヘルメットでSG基準不適合品が見つかったため、不適合品の出荷停止を求め、関連する検査機関とともに改善指導を行った。

⑤ SGマーク使用状況の確認他

登録を受けた工場がSGマークを適切に使用していることを担保するために、登録工場におけるSGマーク付き製品の生産・出荷について定期的に報告を求め、SGマーク使用実績と突合して齟齬がないことを確認することで、不正使用を防止する。そのため、工場側でのデータ入力、協会側での確認作業が効率的に行えるようにシステムを構築した。(2021年

度から運用開始)。

なお、業務規程及びSGマーク使用規程の改定により、登録工場の登録有効期間を6年と定め、登録・或いは登録更新後3年目に確認審査（これまでの定期事後審査に相当。従来は実施のタイミングを明らかにしていなかった。）を行うこと、また、懸念がある場合は臨時の事後審査を行うことを明記した。また、特段の問題が無ければ確認審査及び登録更新審査は書面で行うことで事業者の負担を軽減する方針を公表した。

⑥ QRコードを活用した製品管理

複数の製品に関し事業者と意見交換を行っているが2020年度は具体的な進展には至らなかった。

⑦ 海外工場の品質管理向上対策

コロナ禍のため活動を行うことができなかった。

⑧ SGマークの不正表示対策の強化

SGマークの不正表示については、引き続きモニターを行ったが、2020年度は、注意・警告を行う案件はなかった。また、「SG基準適合」「SG規格合格品」など、SGマーク認証製品と誤認させる表示については、作成中の総合パンフレットの中でも注意喚起を行うこととした。

III 被害者救済業務等

1 SG賠償制度の適切な運用

SGマーク製品の欠陥により人身事故が生じ届け出があった場合、事故原因の究明とそれに基づく対人賠償措置を実施した（2020年度は、届け出案件6件中、賠償実施案件は2件）。

SG賠償保険については、長年、保険会社への支払い保険料が被害者への支払保険金額を大きく上回っていることから、保険会社と交渉し、保険料を従来のほぼ半額に引き下げた。

2 製品事故に関する紛争解決等(消費生活用製品PLセンター)

2020年度は、PL法関連、製品の事故・品質等に関する消費者等からの相談や問合せ、総数447件に対応した。その中で重要な情報については、PLセンターダイジェストを通じ、地方自治体、消費生活センター等への情報提供及び当協会のWebサイトにおいて情報提供を行った。

苦情情報等の中で必要と認められるもの(PSCに関連する1件で乗車用ヘルメットに関するもの)については、個人情報保護に努めつつ、製造・流通関係団体等に対して情報提供を行った。

IV 調査・研究等業務（政府、関係団体等の関連業務への参加）

経済産業省、製品評価技術基盤機構、国民生活センターの製品安全に関する委員会に委員と参加し製品安全対策の推進に協力した。また、製品別JIS規格に関する委員会に参加しJIS規格の改定作業に協力した。ISO/CASCO, ISO/COPOLCOに関する国内委員会に委員として参加し製品安全に関する国際動向のフォローを行い日本としての対応方針作りに協力した。

V 経営建て直しのための対策

1 IT化の推進

稟議、勤怠管理にクラウドシステムを導入し、押印が求められる文書は極力電子署名で処理した。この結果、これまで2-3日かかっていた内部決裁が長くても数時間程度で済み、テレワークで事務効率を高めることができ、紙とコピー機の使用が前年比約3割減となった。

稟議、勤怠管理のシステム利用料は年間17万円であるが、職員ひとり分程度の削減に寄与し、紙及びコピーの費用も前年比12万円程度削減できた。

また、執務用のモニターを更新して複数文書を一覧しながら作業ができるようにした。さらに、会議室のPC、モニターの更新及びスピーカーフォンの導入により対面とオンライン参加を併用した会議を効率的に行うことができるようにした。

2 経費の見直しと削減

上述の通り、IT化により退職者を補充せずに業務を遂行できる環境を整えた。SG賠償保険の見直し(2020年9月更改)により前年比295万円の保険料の削減を行った。上述の通りペーパーレス化により前年比12万円程度、蛍光灯のLED化により年間の電気使用料金を前年比15万円削減できた。

役職員の賞与は、上半期は業績連動分を予算通り6割に減じ、下半期は11月迄の収入が予算に対して9割程度であったことから、4割に減じる調整を行った。

VI 当協会の組織に係る業務

1 組織・定員

2020年度末の当協会の常勤役員人数は2名、職員等人数は13名、総数15名だった。

2 理事会の開催

1) 第21回理事会(通算第113回)

2020年6月に第21回理事会を書面審議で開催（決議があったとみなされた日を6月8日とした）し、2019年度事業報告書（案）、収支決算書（案）、平成31年度公益目的支出計画実施報告書（案）の提出について、第9回定時評議委員会の開催について（案）、参与（再任）

の推薦について（案）について審議を行った結果、いずれも原案どおり承認された。

2) 第22回理事会(通算第114回)

2020年6月29日に第22回理事会（オンライン参加と併用）を開催し、代表理事の選定、業務執行理事の選定、事務局長の同意、安全管理委員の同意、評議員選定委員会委員の選任及びSG事業開発・拡充積立資産の取り崩しによる情報化の推進等について審議を行った結果、いずれも原案どおり承認された。

3) 第23回理事会（通算115回）

2021年3月22日に第23回理事会を開催し、2021_2022年度事業計画（案）及び収支予算（案）について審議を行った。原案どおり承認された。また、定款変更及び諸規定等の改定についての方針、業務規程類の改定、情報化の推進（新たに構築中のシステム他）について報告が行われた。

3 評議員会(第9回評議員会)

2020年6月に第9回評議員会を书面審議で開催（決議があったとみなされた日を6月24日とした）し、2019年度事業報告書、収支決算書（案）及び監事監査報告書（案）、理事及び監事幹事の選任について（案）及び役員候補選出委員会委員の選任について審議を行った。原案どおり承認された。

4 安全管理委員会の開催

1) 第97回安全管理委員会

2020年6月22日に第97回安全管理委員会を開催し、トレッキング用キャップの基準制定、ウォーキング用ポールの基準改正、イベント用テントの基準改正、家庭用フィットネス器具（トレッドミル・エルゴメータ）の基準改正、一酸化炭素発生抑制調理器具の基準制定について審議を行った。また、廃止基準として上のせてんぴ、休止基準としてパイプ式子守具、こいのぼり用繰り出し式ポール、一人乗り用ぶらんこ、ゴルフ練習用ネット、電動立ち上がり補助いすが提案されいずれも承認された。

2) 第98回安全管理委員会

2020年11月16日に第98回安全管理委員会を開催し、衝撃緩和帽の基準制定、スポーツ用アイガードの基準制定について審議を行い、基準案は承認された。

3) 第99回安全管理委員会

2021年1月28日に第99回安全管理委員会を開催し、野球およびソフトボール用ヘルメットの基準改正、ショッピングカートの基準改正について審議を行い、同案は承認された。

5 PLセンター運営委員会の開催（第49回PLセンター運営委員会）

2020年7月9日に当協会の会議室において、第49回PLセンター運営委員会を開催し、2019年

度の相談等の受付状況、製品事故に係る相談等の処理状況、品質クレームに係る相談等の処理状況、SGマーク付き製品の事故処理状況等の報告を行った。